

「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けた内航アクションプラン

様式【オペレーター事業者用】

企業名	所在地	ホームページURL

最終更新日	
-------	--

【法令で義務付けられている項目】

No.	取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	取組について検討中	取組項目で具体的に実施している内容／取組項目に代えて実施している取組	全く実施していない又は1年以内に実施予定が無い場合は、当該項目を実施していない理由
1	・内航海運業に係る業務に関して契約を締結したときは、当該契約の相手方との間で、契約の書面化を実施している。 ※オンライン(メール等)やCD-R等の記録メディアによる提供も含む。	○					
2	・契約内容は曖昧にせず出来るだけ具体的に、役務の範囲(役割分担)やその費用負担について、契約書等で具体的に明記している。						
3	・下請けオペレーターが以下の規定及び安全管理規程を遵守することにより、運航の安全を確保することを意図的に阻害していない。 【内航海運業法】第10条(輸送の安全性の向上に努める義務)、第11条第1項(安全管理規程の届出)、第11条第4項(安全統括管理者及び運航管理者の選任)、第11条第6項(安全統括管理者の意見の尊重)、第12条(船員の過労の防止)						
4	・運航計画を作成する際、船員の労働時間を確認し、法定の上限時間(1日当たり14時間、1週間当たり72時間)を超過しないよう留意している。						
5	・オーナーから運航計画の変更に関する意見があった場合は、オーナーの意見を尊重し、協議の上必要に応じて反映させている。						

【ガイドラインで推奨されている項目】

No.	取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	取組について検討中	取組項目で具体的に実施している内容／取組項目に代えて実施している取組	全く実施していない又は1年以内に実施予定が無い場合は、当該項目を実施していない理由
6	・運賃等は一方的に通知されるのではなく相手方に意見を述べる機会を要求する、市況や今後の見通しについて十分な説明を受ける、原価計算に基づく見積書等を用いた協議を行う等、丁寧な協議等を実施することで決定している。※「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」p7参照						
7	・用船料等は一方的に通知するのではなく相手方の意見を聴く機会を設ける、市況や今後の見通しについて十分な説明を行う、原価計算に基づく見積書等を用いた協議を行う等、丁寧な協議等を実施することで決定している。※「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」p7参照						
8	・社としての運航計画の作成・運用の方針を定め、社内の関係者に方針の遵守を文書により指示している。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p9参照						
9	・法令により実施が義務付けられている防火・防水・救命・救助等の各種操練を、定められた時期に、適切な内容で実施できる時間を確保している。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p9参照						
10	・オーナーに対し、運航計画の作成・運用について、定期的な意見交換等様々な機会を活用し、率先して提案を求めている。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p7参照						
11	・船員の労働時間を考慮した適切な運航計画を策定するため、オーナーに対し船員の労働時間の状況を適宜確認している。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p9参照						
12	・オーナーから船員の労働時間の状況等により、運航計画の変更等といった措置が必要となるなど、運航計画に重大な影響を及ぼす意見が述べられた場合、回答については、口頭のみではなく記録に残る方法で行っている。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p9参照						
13	・気象、海象等の状況により、運航や荷役の安全が確保できない場合や、法律に違反するおそれがある場合は、運航計画を適切に変更している。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p10参照						
14	・着岸時刻及び荷役開始時刻・内容の予定あるいは変更に関する情報は関係者を通じて適切なタイミングで船舶に伝わる仕組みとなっている。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p10参照						
15	・降雨、降雪中又は強風中に荷役を中断する場合は、船員が休息することができるよう適宜、再開時間に関する情報提供を行い、船員が計画的に休息を取れるよう、関係者に要請し船舶に伝わる仕組みとなっている。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p10参照						
16	・計画と実績との間に大きな乖離が生じた場合には、その原因を把握・分析するとともに、運航計画の作成方法や現場での運用の改善を図っている。※「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」p10参照						

【生産性向上や業務効率化等に資する独自の取組】

生産性向上や業務効率化、その他独自の取組	記載例) ・荷役ホース接続作業を陸上側へ協力依頼継続を申し入れている。 ・荷役サンプリング時間の短縮を打診している。 ・既存のギアポンプやスクューポンプではなく、サブマージポンプを搭載している。 等

【問い合わせ先】
国土交通省海事局内航課
TEL：03-5253-8111（内線43-464、43-463）
03-5253-8627（直通）